

長崎県立長崎工業高等学校 運動部活動に係る活動方針

スポーツ医・科学的見地から

・ジュニア期におけるスポーツ活動時間について、「休養日を少なくとも1週間に1～2日設けること」さらに「週当たりの活動時間の上限は16時間未満とすること」が望ましい。(公益財団法人 日本スポーツ協会)

スポーツ庁

運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン

県教育委員会

長崎県運動部活動の在り方に関するガイドライン

- ・「生徒のバランスのとれた生活と成長の確保」「スポーツ障害の予防」のほか、スポーツ医・科学的な必要性や生徒の発育・発達の過程で最高のパフォーマンスの発揮や本人のやる気・意欲の向上のためにも、競技や種目の特性を踏まえつつ、運動部活動において適切な休養日及び活動時間を設定すること。
- ・生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにすること。
- ・生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこと。
- ・学校全体として運動部活動の指導・運営に係る体制を構築すること。

運動部活動に係る学校の実情等

【設置の運動部】

陸上、水泳(競泳・水球)、柔道
野球、サッカー、ラグビー
男子バレーボール
女子バレーボール
バスケットボール
ソフトテニス、卓球、剣道
ハンドボール、バドミントン
フェンシング、女子ヨット
筋トレ愛好会
以上16部、1愛好会

【施設等の使用状況】

本校第1グラウンド
サッカー、ラグビー
本校第2グラウンド
野球、ソフトテニス
ハンドボール
本校第1体育館
男女バレーボール
バスケットボール
バドミントン
本校第2体育館
フェンシング、卓球
本校格技場
柔道、剣道
屋内プール
水泳(水球)
松山陸上競技場・かきどまり運動公園
陸上
長崎サンセットマリーナ
女子ヨット
本校トレーニング室
筋トレ愛好会

【強化指定等】
県高体連強化指定
女子ヨット
フェンシング
水球

本校の活動方針

【部活動のねらい】

運動部活動は、学校教育活動の一環として行われ、生涯にわたってスポーツを親しむ能力や態度を育て、体力の向上や健康の増進を図るためだけでなく、生徒の自主性や協調性、責任感、連帯感などを育成するとともに、部員同士が同じ目標に向かって取り組むことで、豊かな人間関係を築くなど、心身ともに健全な育成を図ることをねらいとする。

【休養日及び活動時間】

(1) 休養日

ア 学期中は、週当たり1日以上休養日を設ける。その際、原則として月2回以上は週末に休養日を設定するように配慮する。ただし、大会等で週末に休養日が設定できない場合は、必ず他の日に休養日を振り替え、適切に休養日を設定する。

また、4～6月の3ヶ月において、新入部員に対する休養日は、生徒の発達の段階や練習内容への適応の度合い等を考慮した計画を立てる。

イ 長期休業中の休業日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、ある程度長期の休業期間を設けるよう配慮する。

ウ 部員数や施設の使用状況等により、上記ア、イの休養日の設定が困難な場合は、部員毎に休養日を設けるよう配慮する。

(2) 活動時間^{※注}

ア 通常は、1日の活動時間を原則として長くとも平日では2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む)は3時間程度を基準とする。また、競技特性や生徒の発達段階、競技レベル等に応じ、週当たりの活動時間が16時間を超えないことを目安として、最適な活動時間を設定することもできる。

イ 強化指定を受けた部活動や部顧問の活動計画書提出の上、生徒の心身の成長が期待され、教育的な意義があると校長が判断した場合、生徒の能力・適性や、健康・安全を十分配慮することで、一時的に上記アを越える活動を行うことができる。

※注) 活動時間とは、身体的トレーニング効果が期待される主活動を想定しており、練習会場への移動、準備、片付け、練習試合や大会参加時の試合間の休憩、見学等は含まれません。

【活動計画立案(大会参加の目安を含む)及び提出と公開】

ア 校長は、「長崎県運動部活動の在り方に関するガイドライン」に則り、毎年度「学校の運動部活動に係る活動方針」を策定する。

各運動部の責任者(以下「運動部顧問」という)は、年間の活動計画(活動日、休養日及び参加予定大会日程等)並びに毎月の活動計画及び活動実績(活動日時・場所、休養日及び大会参加日等)を作成し、校長に提出する。

イ 校長は、上記アの活動方針及び活動計画を本校のホームページに掲載し、公表する。

【研修参加及び情報の共有、保護者や地域との連携】

ア 運動部顧問は、積極的に県主催の運動部活動指導者講習会に参加し、部顧問会を通じて情報の共有化に努める。

イ 校長は、生徒のスポーツ環境の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等によるスポーツ環境整備を進める。

【熱中症等の事故防止について】

校長及び運動部顧問は、気象庁の高温注意情報が発せられるなど生徒の熱中症事故防止等に特段の配慮が必要な場合は、学校に設置する熱中症計を活用して状況を把握し、活動内容の変更、活動時間の短縮や時間帯の変更、活動の中止など、万全の対策を講ずる。